

起案用紙（委員会記録用）

(1号)

議長	副議長	委員長	事務局長	局長補佐	係長	担当	文書取扱主任
起案日	令和7年2月14日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決裁日	令和7年2月14日			保存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	四議第 号			公開	非公開理由		
分類番号	04-02-03			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開 (公開)		四万十市情報公開条例第9条に該当 ()	
簿冊番号	04-05						
委員会名	教育民生常任委員会			会議年月日	令和3年3月18日(木)		
				会議時間	13時00分～14時03分		
出席委員	委員長	上岡 正					
	副委員長	川渕 誠司					
	委員	白木 一嘉					
	委員	平野 正					
	委員	谷田 道子		欠席委員			
	委員	上岡 真一					
その他	議長	小出 徳彦					
	委員外議員	寺尾 真吾					
執行部説明者	健康推進課長	渡辺 和博					
	生涯学習課長	花岡 俊仁					
	福祉事務所長	村上 真美					
	市民・人権課長	川崎 一広					
	子育て支援課長	武田 安仁					
	高齢者支援課長	竹田 哲也					
	環境生活課長	渡邊 康					
事務局	事務局長	西澤 和史					
	総務係長	武内 直樹					
記 録							
<p>令和3年3月定例会において、本委員会に付託を受けた議案10件及び所管事項に係る報告1件について委員会を開催しました。その概要については以下のとおりです。</p>							

■委員長挨拶により開会。

●第23号議案「四万十市予防接種健康被害調査委員会設置条例について」、執行部から説明を受け審査を行った。

【説明：渡辺健康推進課長】

予防接種で健康被害が生じた際には、その状態に応じて給付金が支払われることとなるが、予防接種と健康被害との因果関係を証明することが給付金の支給条件となっており、当委員会は、これらの因果関係を調査し、市長に報告する役割をもつものである。委員会の委員は、医師等の専門的知識を持つ7人で構成し、任期は2年となっている。委員報酬は、四万十市非常勤特別職員の報酬及び費用弁償支給条例で、法律もしくはこれに基づき政令または他の条例により設置された附属機関の委員、その他これに準ずるもの、となっており、その中の単価7,500円としている。

【質疑：平野委員】

これまでも予防接種は受けてきてきたが、今までこのような調査を行う委員会はなかったのか。

【答弁：渡辺健康推進課長】

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が始まるにあたり、設置条例の策定が必要と判明した。本来ならもっと以前から条例整備すべきであったが、行えていなかった。

【発言：平野委員】

当然あるものだと思っていたが、了解した。

※他に質疑なく終了。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に第24号議案「四万十市重要文化的景観保護審議会設置条例について」、執行部から説明を受け審査を行った。

【説明：花岡生涯学習課長】

四万十市の文化的景観にかかる計画は、要綱に基づく検討会を設置し、協議検討を行い策定してきた経過がある。令和2年度に文化庁から、令和4年度を目途として保存計画の内容を現状のものに合わせた改正を行うよう指導があった。また、市内の文化的景観の保存・整備にかかる事案について、引き続き協議・検討を行う体制を構築する必要があると判断し、今回新たに地方自治法に基づく附属機関としての審議会を組織し、各事案について、有識者により協議・検討していくため本条例を制定するもの。

【質疑：谷田委員】

本条例を制定することによって、今までの内容と変わってくるころはあるか。

【答弁：花岡生涯学習課長】

要綱に基づき設置していた検討会と変わるところは特にない。この検討会については、令和元年度に解散しており、現在、存在していない。それに代わるものとして、今回、審議会を新たに設置するものである。

【質疑：白木委員】

条例という形で格上げすると、より中身のある形になるという認識でよいか。

【答弁：花岡生涯学習課長】

現在指定している重要文化的景観以外の区域を、そういうふうには制定するという事になれば、保存計画の策定が必要になり、そういったことも含めて、新たな区域についても、この審議会でも検討していける形になる。

※他に質疑なく終了。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に第28号議案「四万十市非常勤特別職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について」、執行部から説明を受け審査を行った。

【説明：花岡生涯学習課長】

重要文化的景観保護審議会委員について、文化的景観に関する学識経験者を月額2万円、それ以外の委員を月額5千円と定めるもの。2万円の算定の根拠については、重要文化的景観に属する区域が、四万十市以外の四万十町・津野町・梶原町・中土佐町等に跨っているため重要文化的景観を審議する委員が共通しており、その委員について各市町村とも2万円と定めていることから設定したものである。なお、その他の委員には四万十市文化財保護審議会委員を予定している。

【説明：村上福祉事務所長】

生活保護法の医療扶助の適正な実施を図るために市で嘱託医を委嘱していたが、これまで身分や職務等を明文化した規定を設けていなかった。今回、四万十市福祉事務所嘱託医設置要綱を定め、身分を地方公務員法に規定する非常勤特別職に位置付けることから、福祉事務所一般嘱託医と福祉事務所精神科嘱託医を表に追加する条例改正を行うもの。一般嘱託医を月額4万円に、精神科嘱託医を月額1万円とするが、この報酬額は現在報償費として支払っているものと同額である。一般嘱託医と精神科嘱託医の報酬額の違いは業務量の差によるものであり、この報酬額については、宿毛市・土佐清水市と同額である。嘱託医の職務は、医療扶助に関する申請、給付要否意見書等の内容検討に関すること、要保護者についての医学的調査・指導または検診に関すること、診療報酬明細等の内容検討に関すること、要保護者の病状把握等である。

【質疑：川淵副委員長】

文化的景観に関する学識経験者と、上記以外の委員では、報酬額の差が大きすぎないか。

【答弁：花岡生涯学習課長】

文化的景観に関する学識経験者は、四万十市も含む関係流域市町村のそれぞれで審議いただいております。共通の単価である。また、上記以外の委員については、本市の文化財保護審議会委員も構成委員に含まれることから、その報酬額を文化的景観の報酬額に踏襲させていただいている。

※他に質疑なく終了。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に第30号議案「四万十市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、執行部から説明を受け審査を行った。

【説明：川崎市民・人権課長】

令和2年度の税制改正において、低未利用の土地、またはその上に存在する権利を譲渡した場合、長期譲渡所得の特別控除が税制上創設され、所得税法等の法令改正が行われた。国民健康保険税の改正部分については、令和3年1月1日から施行となっており、令和3年度分以降の国保税から適用するため、条例の一部改正を行うもの。

【質疑：平野委員】

税そのものはどうなるのか。上がるのか、下がるのか。

【答弁：川崎市民・人権課長】

所得税の関係は、同様に特例控除が出てきたので下がる。地方税についても、一定この要件にかかるものについては同様の措置がなされ、下がる形にはなる。

※他に質疑なく終了。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第32号議案「四万十市立保育所条例の一部を改正する条例について」、執行部から説明を受け、審査を行った。

【説明：武田子育て支援課長】

もみじ保育所については、昭和48年建築で、これまでも修繕等を繰り返し行ってきたが、老朽化が著しくなってきたため、昨年度保護者の理解を得て、本年4月1日から閉所することとした。また、本村保育所については平成31年3月末に休園としたが、今後も再開の見通しが困難なことから、保護者及び地区住民には事前に周知を図り、令和3年4月1日から閉所することとした。

※質疑なく終了。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第33号議案「四万十市介護保険条例の一部を改正する条例について」、執行部から説明を受け、審査を行った。

【説明：竹田高齢者支援課長】

令和3年度を初年度とする「第8期介護保険事業計画」を定める中で、第1号被保険者の保険料について定める必要があり算定したところ、第7期と同額に据え置くこととし、条例に定める保険料の対象期間について、令和3年度から令和5年度までに改正するもの。

※質疑なく終了。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に第34号議案「四万十市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について」、執行部から説明を受け審査を行った。

【説明：竹田高齢者支援課長】

令和2年の厚生労働省令に基づき、居宅介護支援事業所における管理者要件の経過措置期間の延長を行うもの。また、令和3年度の介護保険制度改正に伴い、事業者の運営基準等を国基準に従い改正するもので、具体にはサービス担当者会議におけるテレビ電話装置等の活用、高齢者虐待防止への取組、感染症及び非常災害発生時にかかる取組等を盛り込んでいる。

【質疑：白木委員】

介護される側の立場を重んじるような傾向が多いかと思うが、そこら辺どうか。

【答弁：竹田高齢者支援課長】

感染症や災害等の発生時にも継続してサービスを提供できるよう、BCP（業務継続計画）を策定するといった内容の改正になるため、事業者に厳しいというよりは、利用者に継続してサービスを提供していくために必要な改正となっている。

※他に質疑なく終了。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に第35号議案「四万十市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、及び、第36号議案「四万十市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、執行部から説明を受け、審査を行った。

【説明：竹田高齢者支援課長】

地域密着型サービスは、介護を必要とする方が住み慣れた地域で生活できるよう、地域の実情に合わせたサービスを提供するもので、原則、市内に住所を有する者が利用対象者となる。第35号議案は要介護者を対象とし、第36号議案は要支援者を対象としたサービスに関するもので、令和3年度の介護保険制度改正に伴い、事業者の運営基準等を国基準に従い改正を行うもの。感染症対策や地域包括ケアシステムの推進等を盛り込んでいる。

— 小休 —

— 正会 —

【質疑：白木委員】

両議案とも、国の基準に従って改正するという理解でよいか。

【説明：竹田高齢者支援課長】

その理解でよい。

【質疑：小出委員】

国の制度改正に伴う条例改正ということで理解はできるが、実際現場で介護サービスを提供する側としては、こういった条例改正による業務への影響、例えば、複雑になりすぎてすぐに対応できない場合等が発生するといった懸念はないか。

【答弁：竹田高齢者支援課長】

業務継続計画の策定等、一定、業務が増える部分もあるが、事前に事業者への情報提供が行われていることや3年間の経過措置があることなどから、その中で対応できていると思っている。

※他に質疑なく終了。

採決の結果、全会一致でそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に第45号議案「四万十市ゼロカーボンシティ宣言の制定について」、執行部から説明を受け審査を行った。

【説明：渡邊環境生活課長】

昨今の異常気象の原因と考えられている温室効果ガスを、2050年までに実質ゼロにするため、少しでも早く宣言を制定し、温室効果ガス削減に向けて貢献していくために制定するもの。

【意見：白木委員】

2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指すことは世界的な動きでもある。また日本、高知

県においても同様の流れである。四万十川を擁する環境にやさしい四万十市は、当然、宣言を出して取り組んでいくべきと考える。私は賛同している。

【発言：上岡 正委員長】

一般質問への答弁の中で、市長が宣言するという形をとったが、これについては、議会の同意を得て宣言する形となっている。そのことについて、一言触れるべきではないか。

【答弁：渡邊環境生活課長】

言われるとおり、先に議会の同意を得るべきであった。大変申し訳ないと考えている。

※他に質疑なく終了。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に所管事項の報告として「太陽光発電施設の申請について」、環境生活課から報告を受けた。

【説明：渡邊環境生活課長】

四万十川沿いに太陽光発電施設の設置を検討している事業者より、事前協議という形で申請書の提出があり、形式的な審査を行い、指摘事項・確認事項と共に書類を返送している。今後、書類が整い次第、申請書類が提出されるものと思われる。

— 小休 —

— 正会 —

【質疑：谷田委員】

申請者は同じか。

【答弁：渡邊環境生活課長】

会社名は変わっていない。

【質疑：上岡真一委員】

住民からの同意は入っているか。

【答弁：渡邊環境生活課長】

入っていない。

— 小休 —

— 正会 —

【質疑：谷田委員】

今後の取り扱い・対応について教えてほしい。

【答弁：渡邊環境生活課長】

申請書が提出されれば、内容を確認し、受理して審査することになると思う。

— 小休 —

— 正会 —

— 小休 —

— 正会 —

※他に質疑なく終了。

■事務局からの連絡事項について。

— 小休 —

— 正会 —

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し、委員会を終了した。